

2 赤ちゃんが生まれたら

出生届 チェック欄□

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14 日以内に届け出てください。

届出に必要なもの ①出生証明書、②親子(母子)健康手帳

問合せ先 市民課、各総合支所市民福祉課、市民センター

出生連絡票 チェック欄□

子育て支援の情報提供や健康相談のために必要です。用紙を親子(母子)健康手帳交付時に配布しますので、忘れずに提出してください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、各保健センター、各市民センター（上津を除く）等

子ども医療費助成制度 チェック欄□

健康保険法が適用される医療費を助成します（入院時の食事代や部屋代等を除く）。3 歳以上は一部自己負担があります。

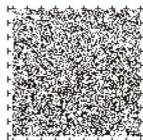
対象 0 歳以上中学 3 年生までの子ども

申請に必要なもの ①子どもの名前が記載された健康保険証、

②保護者のマイナンバーがわかるもの

※ 生まれた日から助成を受けるためには、その翌日を含めて 30 日以内に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 医療・年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センター



児童手当 チェック欄□

中学 3 年生までの子どもの養育者に支給されます。

| 児童の年齢 | 児童 1 人あたり月額 |
|-------------|-----------------------------|
| 3 歳未満 | 15,000 円 |
| 3 歳以上小学校修了前 | 10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円） |
| 中学生 | 10,000 円 |

（所得制限限度額以上の場合は、児童 1 人あたり月額 5,000 円）

※ 手当を受けるためには、申請が必要です。出生日の翌日から数えて、15 日以内に申請してください。

※ 「第 3 子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち 3 番目以降をいいます。

※ 公務員は所属庁から支給されるため、勤務先で申請してください。

※ 申請に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 家庭子ども相談課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

出産育児一時金（出産費用の経済支援） チェック欄□

健康保険加入者に出産育児一時金が支給されます。出産する医療機関の窓口等で手続が必要です。詳しくは、医療機関又は下記までお問い合わせください。

《国民健康保険加入の方》

差額等が生じた場合の申請に必要なもの

- ①出産した人および世帯主の健康保険証
- ②出産した人および世帯主のマイナンバーがわかるもの
- ③世帯主の通帳
- ④出産費用の領収・明細書
- ⑤直接支払制度利用の有無が記載された合意文書
- ⑥死産あるいは流産の場合は在胎週数が記載された医師の証明書

問合せ先 健康保険課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

※ 国民健康保険以外の方は、加入している医療保険者へお尋ねください。

